

電力・ガス取引監視等委員会

第33回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年1月27日（金） 13：00～15：40
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員  
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第33回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところを御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者・随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、オブザーバーとして東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力が出席されますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

以後の議事進行は、山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 はい、承知いたしました。

本日の議題ですけれども、議事次第にあります6つということになっておりますね。当初、経営効率化を本日の議題として取り上げる予定ではございましたが、事務局がインナー会議の委員と非常に議論を重ねたところ、引き続き議論が必要ということでございまして、今後の会合でしっかりと議論するために、本日の議題からは取り下げたということになってございます。このことをまず委員の皆さんに御報告を申し上げます。

それから、まず議題1なのですが、その前に、オブザーバーの四国電力より冒頭での発言の申出がございました。まずは四国電力に発言いただきたいと思います。その後議題に入ろうと思いますが、よろしゅうございますでしょうかね。特段御異議ないということで

ございますので、四国電力の宮本様より御発言願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮本オブザーバー 四国電力の宮本でございます。それでは、料金制度専門会合の貴重なお時間をお借りして誠に申し訳ございませんが、一言おわびを申し上げます。

当社は、四国電力送配電株式会社が管理する当社以外の小売電気事業者のお客様情報を本来の非常災害時対応以外の目的で閲覧していたことが判明し、1月20日に電力・ガス取引監視等委員会及び個人情報保護委員会から報告徴収を受領しております。お客様や関係する皆様には御心配と御迷惑をおかけしており、深くおわびを申し上げます。当社といたしまして今回の事案を重く受け止め、早急に事実確認を進めるとともに、原因の究明と再発防止対策の検討・策定に真摯に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○山内座長 それでは、ただいまの四国電力からの御発言について皆様から御質問、御発言等があれば御発言願いたいと思いますが、いかがでございましょう。では、池田課長から。

○池田取引監視課長 四国電力から御発言を頂戴いたしました件につきましては、現在報告徴収を掛けて調査を行っているところですが、関西電力、関西送配電の事案の際に西村経済産業大臣からのコメントが出されているように、顧客情報の適切な管理は一般送配電事業者の電気事業法上の義務であり、その業務における中立性・公平性に対する信頼の土台であります。本件はその信頼を大きく損ない、電気事業における小売電気事業者間の公正な競争者を揺るがしかねない事案であり、極めて遺憾であると理解しております。現在、他の会社にも緊急点検を要請しているところですが、四国電力を含め、各小売電気事業者におかれましては、電気事業における小売電気事業者間の公正な競争が行われるよう十分御留意いただきたいと思いますし、私ども監視等委員会としてもしっかりと事実関係を確認し、厳正な対応を検討してまいりたいと考えております。他方で、現在認可申請中の小売規制料金における取扱いについては燃料価格の高騰等を受けて申請がなされたものであり、これとは切り分けて審査を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長 ということで、基本的には今回の審査とは切り分けて行うということではありますが、私からも申し上げたいと思いますけれども、やはりこれ社会的に非常に大きな関心を呼んでおりますし、我々の審査もその分どうなんだということもございますので、

厳正にやっていくということでももちろん違いはないわけではございますけれども、事業者の方におかれましてはその辺十分御留意いただいて、これから再発の防止に努めていただきたいというふうに思います。

それで、議事の1なのですが、その前にもう一つ事務局から報告ということでございます。

○池田取引監視課長     ありがとうございます。1点、資料の差替えについて御報告させていただきます。

昨年12月26日、第30回料金制度専門会合で、資料6として「需要想定・供給力について」という資料を御説明させていただきましたが、その際に使用した資料の5ページ目でございます。この5ページ目の需要想定・供給力と料金原価の関係イメージというスライドについて、ホームページにアップロードしたファイルから落丁してございました。

また、15ページをお願いいたします。ここの各事業者の「供給力」の考え方というスライドについて、事前に事業者に対して事実関係の確認を行った際、北陸電力から頂いていた修正意見の反映漏れがございました。これを踏まえまして、「供給計画からの変更点」の欄の北陸電力の一番下の箇所について、さきの供給電力量は自家消費分2億kWhを含まない値と修正させていただきます。

以上です。

○山内座長     ということで、資料修正ということで御了承いただければと思います。

それでは、1番目の議題に入りますが、これは報告事項ですね。これまで皆さん委員から頂いた御意見、御指摘への対応状況ですね。これを事務局から御説明いただきます。

○池田取引監視課長     資料3を御覧ください。これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況についてまとめさせていただいたものでございます。

2ページ目からがその中身でございますが、薄い緑色の網掛けが御回答済みのところ、そして薄いピンクのところ为本日御回答させていただくものでございます。

まず、2ページの、平瀬委員から第28回会合で頂いておりました原子力発電所の再稼働の時期・有無を踏まえたシナリオ比較というところについては、事業者から説明という形で本日回答させていただきます。

そして、2枚先に行きまして、4ページをお願いします。第30回会合では、事要想定・供給力について幾つか御意見・御指摘を頂いておりました。山内座長、圓尾委員から頂いていた、需要想定について直近の推移（月次）の確認と、あと松村委員から頂戴しており

ました、全体の需要量、規制部門と自由化部門を合わせて低圧の需要量、規制部門の需要量の推移の確認。圓尾委員から頂いておりました、需要想定の有効桁数の精緻化、パーセントでの表示、更に需要想定について、値上げ影響の織り込み方の確認、そして原子力発電所の再稼働の織り込みによる燃料費・減価償却費・修繕費等や他社販売電力料に及ぼす影響の確認というところでございますが、これは一番最後のものを除きまして事務局から御回答させていただき、また、一番最後のところにつきましては事業者からの御説明を聞かせていただくという形にしたいと思います。——大変失礼しました。訂正します。もう一つ上の需要想定について、値上げ影響の織り込み方の確認というところも事業者に御説明をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長　　ということで、こういう状態ですけれども報告なんです、内容についてはまた具体的に出てきたところで皆さんと議論していただくと、こういうことでございますね。よろしくお願いいたします。

それでは、議題2、これは「消費者庁からの提出資料について」であります。これに関して消費者庁・檜橋参事官から御説明いただきたいと思います。資料の説明の後に質疑の時間を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○檜橋オブザーバー　　ありがとうございます。消費者庁の檜橋でございます。発言の機会を頂きましてありがとうございます。

「消費者の視点からの疑問点」ということで、1枚紙、資料4として提出させていただいてございます。公共料金改定の基本といたしましては、消費者の理解と納得を十分に得られるようにすることが必要であるということでございます。先日来御議論ございました託送料金の審査に当たりまして、消費者委員会の答申を踏まえて、消費者の視点からの疑問点を申し上げさせていただきました。これも踏まえていただきまして、消費者の理解を十分に得られるよう検証・審査していただきたいというふうに存じております。

本日は、消費者の視点からの疑問点ということで、大枠としての総論をお示しさせていただきたいというふうに思っております。これら疑問点の解消に向けて対応いただければと存じます。消費者庁としましては、今後も疑問点の追加等を検討してまいります。

まず、総論として2点挙げさせていただいてございます。

1つは、需要／供給電力量の見込みということでございます。これらは料金設定の根幹

ということになるものでございます。需要電力量及び供給電力量の想定は合理的なものとなっているか、根拠も含めて分かりやすく説明することが必要と考えております。例えば、今政府でも呼びかけておりますが、節電の見込みの影響でありますとか、電源構成の変動等の反映はどのように行われているかなどの視点があるかと思っております。

総論の2つ目は、直近実績の評価とコスト効率化についてでございます。託送料金のときもございました参照期間として、2017～2021年度、これを参照した上で審査をされてきたわけでございますけれども、直近の実績についてコスト効率化の取組を評価することが必要になると存じます。各費用項目の適正性はもとより、消費者の関心を突き詰めると請求される電気料金がどうなるかということでございますので、原価や料金への定量的な効果について説明することが必要と考えております。また、この直近の実績の評価を踏まえて、これまでのコスト効率化の取組の継続またはより一層の取組ということが、原価や料金に与える影響も含めて説明が必要と考えます。

それから、各論でございます。既に議論があった項目でございます。本日も御議論いただく予定になっているかと承知しておりますが、燃料費や購入電力料について——すみません、本日は違いますね。すみません。燃料費や購入電力料については、この原価の中でのシェアを分析いたしますと最大のインパクトでございます。この影響を及ぼすことについて、例えばその直近の実績として、燃料費、購入電力料の単価の引下げの取組努力はどのようになされてきたのか。あるいは、今回の申請原価に見込まれている燃料費、購入電力料のコスト最適化——これは調達先の選定であるとか発電効率なども含まれると思いますけれども、コストの最適化は具体的にどのように図られているのかという観点が重要かと思います。

また、人件費につきましては、先日の料金制度専門会合においてお話をさせていただきました。再掲とさせていただきます。

また、すみません、記載をしておりませんが、冒頭、四国電力からの発言もございましたけれども、昨今、カルテルや情報漏えいなどの企業倫理上消費者の信頼を損なうような法令違反が疑われる事案、これが続いております。これらの事案については担当機関で調査中ということも承知しておりますけれども、料金への影響というのがあるのかなのかについてしっかりと検証いただき、消費者に対して説明いただくことが必要かと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山内座長      ありがとうございました。ただいまの議題2「消費者庁からの説明について」、皆様から御質問、御発言を頂きたいというふうに思います。御発言を御希望の方は、Teamsの挙手機能で意思表示をお願いしたいと思います。こちらから御指名したいと思いますが、いかがでございましょう。今の点について何か御発言はございますか。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員      圓尾です。

2点質問がありまして、1つは、このペーパーの位置付けはどうなのでしょうかという点です。つまり、託送料金のときにいろいろ御意見いただいたように、消費者委員会で議論し、その総意として出てきているものなのかをお伺いしたいのが1つ。

それから、2つ目は、今日御説明いただいた内容ですが、今日もそうですし、これまでの会合でもまさに議論している内容をおっしゃっていると思います。ですから、御指摘いただいた点を踏まえながらこういう平場でしっかりと議論をして、最後にその査定方針をペーパーにまとめるわけですが、そのときに、ちゃんとこういったことが消費者に分かりやすい形で書き込んでいるかどうかをチェックしてくださいとおっしゃっていると我々としては受け止めていいのでしょうか。つまり、私はこれを拝見して、査定方針のところに最後しっかり書けばいいということかと受け取りました。それまでの間に、何かペーパーでやり取りを必要とするものではないのですよね、という確認です。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。ほかに御発言はございますか。特にありませんかね。これは、前半については消費者庁からお答えいただくのかなと思いますけれども、いかがでございましょう。

○檜橋オブザーバー      御質問ありがとうございます。

まず、2点頂きましたけれども、1点目の消費者委員会の総意かということにつきましては、今回は消費者庁で検討させていただいてお示しをしたものでございます。これにつきましては、託送料金のときの消費者委員会での議論・答申を踏まえて消費者庁のほうで検討をさせていただいたものでございます。

それから、2点目の、査定方針に書き込むかどうかと。私のほうから答えていいのかどうかはあれですけども……

○山内座長      では、消費者庁としての御意見はいかがですかね。

○檜橋オブザーバー      はい。これらの観点を含めて御議論を頂いて、最終的には査定方

針に書き込むということになろうかと思えますけれども、ぜひこれらの観点を持って御議論を頂ければありがたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長 事務局はいかがですか。そういうことでよろしいのかな。

○池田取引監視課長 いろいろ御指摘ありがとうございます。事務局としても、今頂いた点を論点として今後検討をしていきたいというふうに考えます。

○山内座長 圓尾委員、よろしいですか。

○圓尾委員 はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○山内座長 ほかによろしいですかね。では、また何かありましたら後ほど御発言ということでもよろしいかと思えます。

それでは、本件については以上ということでございまして、次に、内容に入りたいと思います。内容の1番目は「事業報酬について」でございます。議題3の事業報酬ですが、これは事務局からの説明を頂きます。ただ、本議題については中国電力からも説明したいという申出がございまして、事務局資料説明の後に説明をお願いしたいと思います。その後、質疑の時間を取らせていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料5の2ページを御覧ください。事業報酬についての、まず前回会合での御議論の振り返りでございます。事業報酬というのは、レートベースに債権者や株主が期待するリターンである事業報酬率を乗じることで算定されるということでございまして、主な論点として、ここに掲げる $\beta$ 値の算定期間等々についていろいろ御議論があったわけでございます。

それで、また3ページに行きまして、その中でも、この $\beta$ 値の採録ですね。これを例えば2年にするか、あるいは5年にするか、あるいは10年にするかというところでまた値がいろいろ変わってくるところでございます。

4ページに移らせていただきますけれども、結局、事業報酬率としては各社今いろいろばらばらな状況でございまして、2.6%の社もあれば2.8%の社もあると。そこで自己資本報酬率・他人資本報酬率等々の諸元を統一したときに、もともとの申請額のほうが低くなっている事業者に対しては増査定を認めるかどうかというところも一つの論点になるというふうに考えて、前回では委員の皆様にもちょっと御意見を伺ったところでございます。

以上でございます。

○山内座長 前回御議論いただいた、これは何年間の $\beta$ 値を取るかという問題があつて、それによっては、場合によっては申請の報酬率よりも大きくなるケースもあると、こういうことだった。それでいろいろ皆さんに御議論いただいたんですが、この件について、それでは中国電力の小寺様から御説明を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○小寺オブザーバー 中国電力の小寺でございます。本日は発言の機会を頂き、ありがとうございます。

まず、弊社が前回専門会合で説明いたしました資料7―5のうち、6ページを表示いただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、繰り返しになりますけども、弊社の考え方につきまして改めて御説明をさせていただきます。

まずもって、事業報酬率を算定するに当たっての基本的な考え方として、これは前回御説明をさせていただかなかった部分ではありますが、個社の事業報酬率については個社の資本コストを反映するものではなく、電気事業全体の標準的な資本コストを算定するものであるということで、個社の恣意性が反映されないように過去の審議会におきましても同一の算定基準が適用されてきたと弊社としては認識をしております。そのため、このたびの専門会合にて議論をされる結果を踏まえて、統一的な報酬率が適用されるであろうという考えの下で今回申請をさせていただいたということでございます。

その中で、当社といたしましては、当社としての考え方ということでございますので、 $\beta$ 値を含めた採録期間につきまして、前回の専門会合で御発言があったとおり、算定基準が明確でない中、過去の審議会の審査結果などを踏まえて検討を社内で行いました。具体的にはこれも前回御議論がありましたけれども、事業リスクの変化としてどこを取るべきかということで、これは前回、2011年の震災以降という方向性だったと思いますが、我々としては1つその先に小売全面自由化があり、これについても事業リスクの変化があったと考え得るのではないかとということを今回申請するに当たって検討しました。

それから、採録期間の終点については、自己資本報酬率を計算するに当たっての諸元はいろいろありますが、この諸元を統一するのが適切であろうということで、諸元の採録が可能な2020年度を終点としました。2016年を起点として2020年を終点にした結果として採録期間が5年間になったということでございます。

前回の専門会合におきましては、先ほど申し上げたように算定基準がやや明確になっていない中でいろいろ御議論がございまして、採録期間については異常値の影響を緩和する

目的などから長期的に見るべきであるという御議論になり、また、 $\beta$  値の起点については弊社が申し上げた——これは論点としても小売全面自由化を変換点だと考えるべきかというのを挙げていただいていたけれども、まさに震災以降とここで整理をされたと認識をしております。これをもちまして算定基準の方向性が示されたと考えております。これにつきまして、我々として今回お出したものでないといけないのではなくて、この方向性について我々は特段の意見はございませんということをまずもって申し上げたいと思います。

今後、最終的に算定基準は取りまとめをされると思いますけれども、これをもって我々としては事業報酬を再算定した結果、補正の申請をさせていただきたいというのが現状の考え方でございます。

それから、最後、今回は値上げの申請であるということを考えれば、先般の専門会合でも上げ査定について御議論がありましたけれども、仮に我々が報酬率の置き換え計算を行ったとしても、事務局からの説明にもあったとおり報酬額はレートベース×報酬率ですので、その結果算定された報酬額が仮に弊社が提出している申請額を上回った場合、報酬率というよりは報酬額全体で見たとき、今からレートベースについては特別監査等によっていろいろ審査を頂くことになると思いますけれども、結果としてそれが上回った場合に、上回って申請をしたいということを求めるものではないことを申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、前回から引き続き、この事業報酬の議論ですけれども、そういった問題提起もありということでありまして、これについて皆様からの御意見を頂きたいというふうに思います。いろいろこれは考え方によってあれなので、なるべく多くの皆さんから御意見を頂きたいと思いますが、忌憚のないところで御発言ください。どなたかいらっしゃいますでしょうかね。

基本的には、こういうふうに計算するんだという方針が決まったならば、その方針に従ってやると最初の申請のときと数字が変わってくるので、今のお話で、そうであればそういう形で再度申請したいと、こういうことですね。

どなたかいらっしゃいますか。事務局も困っていますので、いろいろ御意見を、皆さん忌憚のないところで伺いたいと思います。誰も出てこないですかね。

華表委員、どうぞ、御発言ください。

○華表委員　華表です。ありがとうございます。

まあ、難しいところかなというふうには思います。一方で、事業報酬率というのはやはり統一的なやり方でやるというのが一番フェアではあるのかなというふうにも思いますので、かつ、これを各事業者さんが算定するときには、必ずしも何年を使うとか、そういう粒度では方針を示せていないという中で、一旦全体を見たときに、こうですかねという議論を経て全体の方針が決まった上で、それで再審査・再提出をするという考え方なのであれば、全体として統一したやり方で、結果的にももとの提出よりも高い事業報酬率になっても、全体として統一した事業報酬率を使うというもの自体はあり得る考え方なのではないかなというふうには思いました。

私からは以上です。

○山内座長　ありがとうございます。松村委員、どうぞ。

○松村委員　意見を言う前に、ちょっと確認をさせていただきたい。先ほどの中国電力の発言を私が聞き間違えたかもしれないと心配しているので、確認させてください。

中国電力としては、もし統一で事業報酬率が決まったらすれば、それが適用されるべき。最終的に事業報酬額という形になるとときには、事業報酬率×レートベースという格好になる。そのときに、原理的にはレートベースが査定されることがあり得るので、事業報酬額自体が減ることがあり得るが、仮に再計算するとしても、自分たちが申請した事業報酬率×レートベースが今回統一ルールになった結果として出てきた額を下回ったとしても、ももとの申請額にするけれど、事業報酬率については増査定しないという格好で、もともと申請したものと同じにするのではなく、他の会社と横並びでそろえてほしい。つまり、仮に増査定なしという整理をしたとしても、それは事業報酬率だけを見るのではなく、事業報酬率×レートベースという形で増査定なしを適用してほしいとおっしゃったのでしょうか。私が御意見を誤解していると大変なので、念のため確認させていただけないでしょうか。

○山内座長　中国電力、いかがでしょう。

○小寺オブザーバー　中国電力の小寺でございます。御質問ありがとうございます。松村委員の御理解のとおりでございます。

以上でございます。

○松村委員　ありがとうございました。発言を続けてよろしいでしょうか。

○山内座長      どうぞ。

○松村委員      前回は申し上げましたが、増査定なしという方針自体は、前回は圓尾委員をはじめ複数の委員が言った点は一定の合理性があるし、今までのやり方を踏襲している面もあると思います。その増査定なしという範囲をどう考えるのかは、ものすごく細かく見てそうするのか、あるいは事業報酬額という格好で増査定をしないと整理するのかは、増査定なしという原則を維持したとしても判断の余地があると思います。今回の中国電力の御提案どおりにやったとしても、今までの増査定なしという方針に著しく反することはないと思います。合理的な提案を頂いたと思います。私自身が、事業報酬率という格好で見て増査定なしとすべきなのか、掛けたものというので増査定なしとすべきなのかという点については、今すぐ意見を言うのは難しいのですが、いずれにせよ今回の中国電力の御提案は増査定なしという方針から著しく外れたものではないと受け止めました。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。具体的にどうなるかというのでは、またいろいろやってみないと分からないところもありますし。

ほかの御意見はいかがですか。前回、圓尾委員も御発言ありましたけれども、いかがでしょうか。圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員      圓尾です。

私も松村先生と一緒にですね。やっぱり範囲をどう考えるかです。単純に、例えば2.6%と申請したけれども、レートベースの査定のいかににかかわらず、これを2.7%とか2.8%にしてくれという話であれば、全く受け入れることができない、特別扱いするべきではないと判断できますが、事業報酬の額として、前回の資料で言えば5ページのところの704億円とか527億円とか書かれている欄だと思いますけれども、ここに関して申請した額でキャップを掛けて、結果的にこれ以上ということはないということであれば、考える余地があると思います。ただ、ほかの費用項目の査定とのバランスというか、考え方の統一ができるのかという整理も、例えば人件費や償却費や、ほかの費用も並べて考えてみなければいけないと思いますので、私も今すぐに返事をするのは難しいと思っていますが、一定の合理性はあり、考える余地はあると思っています。

○山内座長      ありがとうございます。ほかの委員はいかがですか。

特にあれですかね、もう少しまた具体的に計算をしてみるとか、今、前提で、こうこうこういうふうなケースはこうなってということだったので、その辺のことは事務局でまた

やっただくんですかね。

○池田取引監視課長　　そうですね。

○山内座長　　それで、先ほどの中国電力さんの御指摘も少しもう一度考えてみて、それで全体をまた議論するということが必要かなというふうに感じています。これはやっぱり、ある意味では事業者さんの不利益変更みたいなところなので、事業者さんの御主張というのはやっぱり我々も考えなければいけないというふうには思いますね。ただ、その上で査定をどうするかということになりますのでね。ちょっと情報を頂いて、また議論するということ。

特にこの場もそうですけれども、インナー会合とか、あるいは直接事務局のほうに、ここはこうなんだ、どうなんだというようなことを問合わせいただいても結構だというふうに思います。よろしいですかね。これだけは言いたいというのはありますか。では、事務局のほうから、これについてどうですか。

○池田取引監視課長　　いろいろ貴重な御指摘をありがとうございます。今おっしゃっていただいた中国電力様の御意見、そして委員からの御指摘を踏まえて、さらに検討を進めていきたいと考えます。

○山内座長　　それでは、皆さん、また宿題で考えていただくことにしたいと思います。

それでは、次の議題、4番目、控除収益ですね。これについて、これは資料6ですかね、事務局から御説明いただいて、事務局の説明の後に質疑の時間としたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○池田取引監視課長　　資料6でございます。この控除収益について御議論いただきたいと思います。

2ページでございますが、控除収益のうち、購入販売電力量で御議論いただいている他社販売電源料を除いた部分について御議論いただきたいということでございます。そして、これから御説明を申し上げます主な論点に加えまして、今後検討を含めるべき論点としてどのようなものが考えられるか、幅広く御議論いただきたいと思います。

1ページめくっていただきたいと思います。控除収益とは、この料金算定規則第五条第1項に列挙されている収益項目を合算したことになります。ここで中略となっているのは他社販売電源料でありまして、接続供給託送収益を除いた託送収益、あと電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益を審査することになります。

審査の視点は、これも審査要領で示したとおりでございまして、契約や法令に算定方法の定めがあるものは事実関係や算定方法を確認し、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるかどうかということを審査するというようになります。

またちょっと次のページに行きまして、このページの一番下の行でございすけれども、控除収益が大きくなればなるほど原価が圧縮されるという、つまり、もっと高くあってしかなるべきではないかと。要は、費用とは真逆の査定の方法となるのが注意を要する点でございす。

あと、それぞれの収益項目の説明はこのページのとおりでございまして、1番目の電気事業雑収益というのは、契約電力を超えて電気を使用することによって発生する契約超過金ですとか、分社化に伴って発生する一送との会社間取引による収益などですが、ここで言う一送との会社間取引というのは調整力のやり取りといったようなことではなく、(注)に書かせていただいておりますとおり、一体の会社だったときには発生しなかった自社と一送との間の業務サポートにかかる受託契約とか、事務所ビルの賃料収入といったものでございす。

2つ目の預金利息というのは、文字どおりでございす。

3の賠償負担金相当収益と4の廃炉円滑化負担金相当収益が前回2012年から2015年の料金審査にはなかった新たな項目でございまして、一送から発電事業者たる小売事業者に払い渡される賠償負担金相当の収益と廃炉円滑化負担金相当の収益ということでございす。あと、接続供給託送収益を除いた——託送収益というのは小売電気事業についての話でございすので、例えば発電所内に設置されている自社の送電線等の設備を使用されることによって発生する収益といったものでございすが、今回は各社該当なしでございました。

次の5ページに行きまして、5ページは控除収益全体の申請概要でございす。沖縄電力を除く4社は、送配電部門を分社化したため一送との会社間取引が登場したということで、電気事業雑収益が増加してございす。あと、一般送配電事業者から払い渡される原子力関係の負担金相当収益も今回新たに発生するということになりました。このため、前回に比べると控除収益は増加したと。つまり、コストが圧縮されたということになります。これに対して沖縄電力につきましては分社化というのがなく、また原子力がなく、さらに料金を滞納した需要家に対するその他計上の遅収加算料金が廃止されまして、電気事業雑収益計上の遅延利息金制度に変わったということに伴いまして、前回に比べて控除収益は

減少ということになっております。

次のページ、6ページへ行きまして、6ページは原子力バックエンド費用の回で示した原子力に関する費用の全体像でございまして、今回はこの黄色の網かけで示した2つの項目を新たにカバーしていくということになります。

次の7ページでございしますが、これは賠償負担金相当収益の説明ということでございます。この負担金というのは、原発事故の賠償費用の積立て不足を回収するために2020年度導入された制度でございまして、この下の図のとおり、当時原子力事業者が負担していた一般負担金の負担額ですとか原発の容量を基に、福島事故前に確保しておくべきだった賠償への備えの累積額を3.8兆円と見積もった上で、2019年度までに原子力事業者から、このBの部分ですけれども、1.3兆円を差し引いた2.4兆円を全需要家から回収するとしたものでございます。

次のスライドに行きまして、8ページは廃炉円滑化負担金相当収益の説明でございます。2013年に廃炉会計制度が導入されまして、この左下の図を御覧いただきたいのですが、この制度が導入される前というのは、原子炉の廃炉を決定した事業所は、会計上廃炉に必要な巨額の費用を廃炉決定時点で一括計上するしかありませんでしたが、この制度を導入したことによって、対象設備の未償却分や解体引当金の未引当分、あと核燃料の解体費・再処理費といった費用については、引き続き分割して回収できることとしたものでございます。この右側の表に廃炉判断が行われた7社15基のリストがありますが、今回申請5社のうち、沖縄と北陸は入っておりません。だから、こちらの費用項目につきましては沖縄だけではなく北陸も計上なしということでございます。

あと、9ページは、これら2つの負担金の回収スキームを解説したものでございまして、このページの図のとおり、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収するということになりまして、需要家から新電力を含めた小売電気事業者が一旦回収しまして、負担金は原価に織り込んだ託送料金を一送に支払って、一送は発電事業者へ回収額を支払うという流れになりまして、発電事業者たるみなし小売はここに控除収益が発生するということになります。また、その額の妥当性につきましては、発電事業者から経済産業大臣に費用の確認を行いまして承認を受けるということとなります。

あと、次の10ページは賠償負担金相当収益の申請概要でございまして、電力の融通というのがありますので、必ずしも自分のエリアの一送だけでなく複数の一送から回収が行われるということになります。

11ページ目は、この申請額の妥当性を見るために、経済産業大臣の承認を受けた額を基に計算した額と比較した表になります。各発電事業者は経産大臣から、この一般送配電事業者からこの金額を回収期間何年で回収するようにと、そういった通知を受けることになりまして、その金額と期間がこのA欄とB欄でございまして、それでAとBから原価算定期間中に回収すべき平均額を計算したものがCということになります。あと、Dはさっきの10ページ目から引っ張ってきた値でございまして、要は今回の申請額との比較ということになります。そうすると北陸・中国・四国は一致しているんですけども、東北だけちょっとこの費用が、収益が少なくなっているということでございます。そういう結果になりました。

これは控除収益ということなので、額が低くないかという点が問題となり得るわけですが、この点については次の12ページを御覧いただきたいんですけども、北陸・中国・四国は経済産業大臣から承認と通知を受けた金額で収益を見積もっているため一致しているんですけども、東北電力は一送との間で締結した賠償負担金に関する支払契約に忠実に、当該契約に記載した単価に想定需要電力量を乗じて回収総額を算定しているため、他社の金額とずれが生じているということでございます。

次に、廃炉円滑化負担金相当収益の申請概要は13ページでございまして、北陸については廃炉しているものがないので該当なしということでございました。

これも先ほどと同様に、申請額の妥当性を見るため、14ページのとおり、経済産業大臣の承認を受けた額を基に計算した額と比較しますと、東北電力だけちょっと少ない額となっております。その理由は15ページでございまして、先ほどとほぼ同様の理由で少ない申請額となっているものでございます。

その上で、17ページ、論点ということでございますが、契約や法令等に基づき、負担金相当収益は適切に算定されているかというところが論点となりまして、この点について、ここに書いているように、東北電力からはこれら収益については今後他社と同様の算定を行う旨の報告を受けているところでございまして、その報告のとおり、料金原価に補正を求めることとしたいというふうに考えてございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、控除収益ですね。収益を差し引く分ということで、これが大きくなると原価は小さくなるということで、そういう説明です。これについて御議論いただきますが、同

じくTeamsの挙手機能で御発言があればということでもあります。いかがでございましょうか。

これはあれですよ。もともと雑収益と預金利息はあったけれども、賠償のところですね。賠償負担金、それから廃炉円滑化負担金、このところですね。このところが変わってきたんだけど、これは前回というか、前に料金改定したときからこういう制度が入ったということで御説明を頂きました。廃炉円滑化負担金のほうは特損で大きく出てしまうのを少しノベタンにして支払うということです。それから、賠償負担金のほうは原子力事業者に課せられるというものでありますが、いかがでしょう。廃炉円滑化のやつというのは会計的に言うと結構いろいろ議論もあったんですけど、これはそういう形で入ったということで、制度としてあるわけだからその分は差し引くと、こういうことですね。

どなたか御意見はありますか。安念委員、どうぞ。

○安念委員     ありがとうございます。廃炉会計のことは10年ぐらい前になりますかね、まさに山内先生を座長としていろいろ検討なされた結果で、確におっしゃるように、さて、純粋にピュアに会計の目から見てどうなのかということはあったんですが、これはもうこうするしかなかったということだと思います。さて、東北さんだけが賠償負担金もそれから円滑化負担金についても独自のお考えを採っておられます。これは私が拝見するに、供給契約に基づいて託送がなされたとした場合の実収益といいたいまいしょうか、実際に一送からもらえるお金というものを計上されたのではないかと思います。その金額が大臣から承認を受けた金額よりも少ないということであると、その差額についてはいわば持ち出しになるということではないかと思いました。それはそれで1つの考え方だろうと思うんですが、この2つの負担金の制度は、こんなことは私が申し上げるのも釈迦に説法ですけども、法令にがっちり根拠のあるものでして、算定の方法とか、それから官庁から受ける承認その他の処分についてはもう決まっていることとして、金額ベースで決め打ちされているものですので、これはこれでやっていく以外やっぱりないのではないかなというふうに思います。東北さんの申請のなされ方は、私はそれはそれで一理あるなとは思ったんですが、他社さんと同じような扱いにする以外ちょっとないかなというふうに思います。

以上です。

○山内座長     ありがとうございます。インナーのほうでもそういうような議論をしたところではございますけれども。ほかにいかがですかね。ほかの方はいかがですか。事務局としてはなるべく多様な意見が出ることを期待しておりますので。梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 申し訳ございません、あまり多様ではないんですけれども、私もこれ、やっぱり法に基づいて算定されている金額なので、そのとおりではないかと思います。特に廃炉円滑化負担金のようなものは会計的に多分皆さん御苦労されているということを今安念先生はおっしゃられていたんですが、ちょっと会計的理屈みたいなものがあるわけではないので——あるわけではないということではないんですけれども、これはやっぱり法が優先している項目なんですよね。ですから、それ以外の何か実質を入れると、どこまでそういうことを考慮できるかみたいな話があるので、ちょっとこれは法を優先していただいで確定したもので計算していただくことになるのではないかと私は思います。

すみません、多様でなくて。

○山内座長 いえ、ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。ということで、事務局としてのコメントはありますか。

○池田取引監視課長 ありがとうございます。特段コメントはございません。

○山内座長 それでは、今御発言がありましたので、そういうことも参考にして進めていただければと思います。

それでは、次の項目は公租公課ですかね。公租公課については、事務局から御説明いただいて、それで議論ということにしたいというふうに思います。失礼しました、この件については沖縄電力から御説明があるということでございます。事務局に続いて沖縄電力に御説明いただいて、それで議論ということにしたいと思います。資料7を事務局からお願いいたします。

○池田取引監視課長 それでは、公租公課について御議論いただきます。

2ページを御覧ください。今後検討を深めていくべき論点としてどのようなものが考えられるか、幅広く御議論いただきたいと思います。

3ページをお願いいたします。料金算定規則における規定でございますが、公租公課につきましては法律に基づき算定をするというのがほとんどでございます、審査要領での記載はございません。ただ、この第三条2項十一号の法人税等、ここについては発行済株式の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに利益準備金を基に、法人税法、地方法人税法及び地方税法により算定した額と整理されておりますが、後ほど御説明いたしますとおり、この配当金の算定について少々論点が想定されるところでございます。

続きまして、4スライド目、申請の概要でございますが、公租公課は各税法、河川法ですとか地方税法ですとか法人税法ですとかにのっとりまして、販売電力量ですとか設備投

資などの前提計画に基づき算定しているかということで、水利使用料であれば河川法に基づいて水力発電所ごとの出力に単価を乗じて算定。あと、固定資産税であれば地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税対象として課税。雑税であれば、それぞれの税法に基づき算定。事業税につきましては、地方税法に基づきまして、収入割に加えまして今回からは付加価値割とか資本割も導入され算定ということになります。これに対して法人税等のところにつきましては、配当原資相当分に対し課税ということになります。

次は5ページに行きまして、これは各社の公租公課の申請概要でございます。各社の公租公課の申請内容と比較しますと、1つ固定資産税のところを見ますと、東北と中国と四国の3社の伸びが比較的大きくなっています。これは原子力発電所の安全対策工事に伴う固定資産の増加といったものが影響しているものと思われるところでございます。この点については北陸電力も安全対策工事はやっではいるものの、これら設備投資の固定資産化の効果は原価算定期間よりも後のタイミングに生じ、償却進行の影響のほうが大きいということで、固定資産の額が減少している旨の説明を受けているところでございます。また、事業税も各社の伸びが大きくなっていますが、これは料金改定を行うことで収入が増えることによるものということでございます。以上の結果、公租公課の合計で見ますと、各社とも微増の、北陸を除いては金額が増えるという、そういった申請内容になっております。

続きまして、公租公課に係る主な論点ということでございまして、料金算定規則や各税法に基づき適切に算定されているかというのがまず1点と、これまでの料金審査ではこの点について適切に算定されているかということを確認するほかは特段ちょっと議論になっていたということはないのですが、今回もう一つ、法人税等についてちょっと一つ、これは論点ではないかというところが浮かび上がることとなりました。法人税等につきましては、前回、原発停止に伴う一連の値上げの審査におきまして、最初に申請のあった東京電力の審査において、同社が値上げ申請直前に配当を計上していなかったというところ、ほかの9社を見たときに50円が最も低かったため、査定方針において一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することは妥当であると、そういう整理がなされて以後、50円という算定が続いたわけでございますけれども、この昨今の状況を踏まえますと、この一株当たりの配当金額というのはどうあるべきかというのが一つの論点になるというものと考えられるところでございます。

次に、株式分割によって発行済株式の数が増加している会社、具体的に言いますと沖縄電力でございますけれども、これもどうあるべきかというのが2つ目の論点になるという

ところで考えられるところでございます。原価算定上の法人税等の計算式というところはここに図で示しているとおりでございますけれども、原価に算入される法人税等というのは、ここのリード書きの注釈のとおり、これは実際に支払われる法人税率とは異なり、当該法人税等を支払った後、配当金相当が税引き利益として残ることを想定したものということになっております。これは今までずっとそういう運用で来ているというものでございます。それを計算式を使って説明したのが下の図でございまして、まず初めに配当所要利益というものを計算して、それに実効税率を掛けて法人税等が計算されるということになります。そして次に、では配当所要利益というのは何かというと、それは税込の利益ということであって、法人税等を引くと配当金として必要な額が出てくるという発想に立って、要は発行済株式の数に一株当たりの配当金額を掛けまして、それを  $1 - \text{実効税率}$  で割り戻すということによって算定されるところでございます。そこで、この一株当たりの配当金額の在り方と、あともう一つは株式分割による発行済株式数の増加を考慮されるべきか、この2つが論点になるという構図でございます。

1つ目の論点につきましては次のページでございまして、この件については先ほども申しましたように、2012年の東京電力の査定方針において、一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することが妥当であるとされまして、以後の査定方針でも、また今回の申請でも、沖縄は60円ですけれども、それ以外の各社は一株当たりの配当金額を50円として申請をしてきているという状況でございますが、今の状況を踏まえまして一株当たりの配当金額はどうあるべきかというところでございます。

その考え方として2つありまして、1つは、一株当たりの配当金額の算定につきましては恣意性を排除する観点から全社一律の配当金額を基本として、例えば具体的な一株当たりの配当金額を8社——これは東電EPと中電ミライズは財務状況を取れないので、これを除外した8社ということでございますが、その8社の何年間かの単純平均値とするというところが1つの案1-1ということかと思われまして。「直近●●年」というところでございますが、ここは例えば前回議論しました事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間と合わせる案、これは前回会合で2年・5年・10年の案が出てきたところですが、あるいは直近3年間・5年間・10年間とする案も考えられるところでございます。あと、もう一つは案の2番目でございまして、過去の査定方針に応じて50円とする案が考えられるところでございます。

あと、補足して、10ページまでちょっと飛んでいただきまして、この左側のグラフを見

ていただきたいのですけれども、これは実際に8社の一株当たりの配当金額の実績値の推移を示したグラフでございまして、前回、東京電力とかを審査したのは2012～2015年に掛けてということでございまして、この頃は確かに各社50円、60円を払っていたのは確かでございますので、50円という査定になったものと思われませんが、これに対して2022年は最低値というと0になってしまうわけでございますけれども、0は料金算定規則上想定されていないので、ちょっと何らかの方法で配当金額について算定しなければいけないだろうというのが事務局の案でございます。そういう意味で言うと、 $\beta$  値の採録期間がどうなるかというところは見ていますけれども、この枠の下側に書いており、仮に8社の平均値を3年で採ると平均配当金額は36.3円、5年で採ると34.5円、10年で採ると29.5円という値になりますので、この1番目の方法を採用すると30～37円の間で採るところでございます。

次に、9ページに移りまして、論点の2番目として発行済株式の数ということでございます。沖縄電力につきましては5回株式分割を行いまして、またちょっと10ページに飛んでいただきたいと思いますけれども、10ページの右側、これは各社の発行済株式の数で、取りあえず2012年の値を1として今どうなっているかという推移でございますけれども、ほかの会社がほとんど発行済株式の数は変わっていないのに対して、沖縄は約3倍になっているところでございます。そして一方、沖縄電力につきましては一株当たりの配当金額は60円を維持しているため、もともと一株を持っていた人は180円の配当を受けられるという状態になっているところでございます。

次に、14ページに移っていただきたいと思いますけれども、これは沖縄電力の申請内容でございまして、実効税率は下がっておりますが、今言ったことから法人税額の織り込みは倍以上となつてございます。しかし、この下側の表でございまして、各社の申請内容について総原価に占める法人税等の割合を横比較しますと、沖縄電力は依然最も少ない値になっているところでございます。

そこで、9ページにまた戻っていただきまして、ここの3番目のポツでございまして、株式分割により増加した発行済株式の数についても、事業者の恣意性を排除する観点から2つの方法が考えられるのではないかと。申請時点の発行済株式の数とすると。ただし、株式分割後も安定的に申請された一株当たりの配当金額が支払われていることが前提となります。あともう一つは、前回改定時の発行済株式の数は用いる。この2つの案が考えられるところでございます。先ほどの配当の考え方も含めて、この案1・2のほかにもい

ろいろ考え方があると思いますので、いろいろ御議論いただきたいと思います。

なお、沖縄電力の株式分割等については沖縄電力から御説明を頂きたいというふうに考えてございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、沖縄電力・上間様、御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○上間オブザーバー      沖縄電力の上間です。よろしくお願いします。それでは、弊社からは参考資料10に沿って法人税等の説明をさせていただきます。

参考資料10の6ページをお願いいたします。法人税につきましては、算定規則にのっとりまして発行済株式総数及び一株当たりの配当金60円を基に算定を行った結果、申請原価につきましては現行原価とした比較し3億5,500万円増の7億300万円となっております。一株当たりの配当金額につきましては、2000年度から2021年度まで60円を継続している点を踏まえ、これまでの配当金額と同じ60円として計上させていただいております。

7ページをお願いいたします。発行済株式総数につきましてはですけれども、2015～2020年の間に5回株式分割を行っております。その結果、株式数といたしましては、事務局記載のとおり3.1倍となっております。こちらにつきましては、当社は1988年に民営化した際に、本土並み電気料金水準の確保という見地から、経営強化の施策といたしまして、配当負担を軽減し内部留保の充実を図るために、資本金を2分の1に減資して財務体質の健全性の向上を経営の重要課題と位置付けて取り組んでまいりました。その中、昨今、近年では株主及び投資家から同業他社や市場水準並みの利益還元を求められてきたところでありまして、その要望にお応えする形で、株主への利益還元及び市場における株式の流動性向上を目的に株式分割を実施してまいりました。この7ページのグラフにございますように、株主の利益還元を表す財務指標の一つである純資産配当率につきましては、前回改定の2008年度時点では電力他社の平均や全産業平均を大きく下回っていたところ、株式分割を実施したことにより遜色のない水準まで向上してきたと認識しております。

以上を踏まえまして、今般の認可申請に当たりましては、今回原価申請時点での発行済株式総数を用いて法人税等の算定を行っております。

当社からの説明は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、この問題、議題5について、皆さんに御質問、御発言いただきたいと思います。Teamsで出していただければと思いますけれども、この論点が結構明確に事務局から提示されているので。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員　圓尾です。

この論点を提示していただいた法人税のところです。まず私、この算定規則を見て、令和の時代にこんなのがまだ残っているのかと思って愕然としました。算定規則に書いてあるからこうやって計算するしかないのかもしれないですが、極めてナンセンスだと思います。それは、発行済株式数自体に意味があるものではないですし、それから「一株当たりの配当金を何円と考えるのが適当か」という解なんてないのですよ。それらを掛け算して配当総額を出して法人税を計算するというのは、それこそ昭和20年代、30年代の、500円額面の1割配当が適切であって、という時代の名残でしかないと思うんですよ。

もうちょっと具体的に言うと、例えば非常に株価が高くて、取引の1単位当たりの金額が大きいから、なかなか一般の株主が増えなくて困っている会社は、売買単位を引き下げるために、例えば一株を10株に分割するなんていう株式分割をやるわけです。そうすると発行済株式数は10倍になりますけれども、では法人税が10倍になるかというと、そんなことはないです。四国電力さんなどはむしろ、一株当たりの価値を上げたいということで、この20年間ぐらいコツコツと自己株償却されてきました。では株数が減ったからといって利益水準が下がって法人税も減っているかって、全くそんなことはないですよ。ですから、発行済株式数自体を論じても意味がないし、それから、もしそういうケースであれば、一株を10株に分割したのだったら、50円の配当をしていた会社は配当を5円にするでしょうし。ですから、一株当たりの配当金もあまり意味がない。だから、この算定規則をうまく読むとすれば、「配当金並びに利益準備金を基に法人税を計算する」と考えれば、我々、事業報酬を一定の合理性をもって算定するわけですから、その事業報酬の中の自己資本報酬額に相当する部分をこれに相当すると考えて、税率から逆に法人税を計算していくのが、最後、原価を一覧にしたときも、事業報酬額と整合性のある法人税額が算定できるので、そうあるべきではないかと思っています。だけれども、どうしても今回は、算定規則に書いてあるのでこういう形で算定せざるを得ないというのであれば、値上げをして一定の利益が出れば各社とも大体50円の配当には戻したいというお話をされていますから、50円使うのが適当なんだろうと思いますし、それから発行済株式数の数も直近の値を使うのが

妥当なのだろうとは思いますが。けれども、決して筋の通った考え方ではないと思います。

それから、もう1点。これは昔どうやっていたのだろうと思って、2012年の東電の値上げの様子を見てみたのですが、このときは3.11の直後で、東電は大きな欠損金を抱えているということで、その算定期間に発生するであろう法人税額に対して、この欠損金があることで法人税が減免される部分、利益が相殺される部分を考慮して減額していました。同じように考えていくべきなのだろうと思いますので、今現時点で欠損金がある会社は相殺するような計算もすべきではないかと思いました。

以上です。

○山内座長     なるほど。ありがとうございます。

川合委員、どうぞ。

○川合委員     川合でございます。よろしくお願いいたします。

私も圓尾委員と同じような感触を受けており、中身を拝見して、株式数というのが今の社会において全く意味がないという中で、株式数をベースにこういう計算をするというのは完全にナンセンスだなというふうには思いました。

そうだとすると、それではどうやってやるべきなのかということを次に考えると、基本的に実際の配当状況を見てというのが1つの考え方ではありますが、もう一つの考え方としては、横比較をしたり、他社を含めて平均化して見るというのであれば、配当性向という考え方で見るときではないかと思います。配当性向で横並びで見るとすると、電力会社——ここに、発電を分離している東電とか中電を入れるかというのはちょっと置いておいて考えると、それプラス例えばその他のインフラ企業みたいなところも入れて、こうした企業全体の配当性向で考えて、そのうち実際に配当に回ったものについて控除するという形で割り戻すとか。こうした方法はいろいろ考えられると思いますが、常識的に言うところではいいんだろうなと思います。もっとも、こうした方法は規則と整合するかの問題はあります。そこは株数で割り戻すか、何かいろいろな計算方法を多分想像すれば良いのではないかと思います。いずれにしても、当たり前のように株式数さえ増やせばコストが増えるというのは、考え方として変だなという気がしてなりません。

以上でございます。

○山内座長     ありがとうございます。華表委員、どうぞ。

○華表委員     華表です。

まず、この法人税などの費目について、この項目自体があることの妥当性に疑問があるということについては、圓尾委員であり川合委員が言及されたことと同意見です。この算定規則があるのでこれを入れるという前提に立ったとすると、まず、7ページの論点1については、この法人税などというものは申請期間に実際に払うであろう配当の部分に該当すると理解しているので、本来的には各事業者が払うであろうと思われる配当金額をベースにする。すなわち、各事業者ごとに過去の推移を見て各事業者ごとの金額を算出するほうが正しいように思えますが、一方、配当は各事業者が自分でコントロールできるものなので、そうすると申請の前に配当を恣意的に上げるようなことが可能になってしまいますので、結論として全社一律の配当金額を基本とするということには一定の合理性があるというふうに思います。また、その際には直近の8社の実績ベースで求めるということが基本的にいいのではないかとこのように思います。その年限の決め方については——年限というのは、8社の実績をどこまでさかのぼるかですね。ここで御提案のとおり $\beta$ 値の算定期間とすれば、 $\beta$ 値の算定期間は電気事業が特殊要因の影響を受けにくい期間という考えで決めていると思いますので、全体として考えが整合的になっていいのではないかとこのように思っています。

もう一つの、9ページの論点2については、結論としては申請時点の発行済株式の数でいいのではないかとこのように思います。というのも、確かに10ページにあるとおり、沖縄電力さんは過去から3倍の株式になっているということで、この発行株式数は、今まで圓尾委員であり川合委員が御指摘くださったように恣意的に増やせるということはあるんですけども、もともと2013年の状態のほうが適正なのか、2021年のほうが適正なのか、これは一概には言えない中で、沖縄電力さんの説明の7ページを見ると、2021年のほうが適正だということに一定の合理性があるというふうに思うところです。

私からは以上です。

○山内座長      ありがとうございます。松村委員、どうぞ。

○松村委員      松村です。

今、華表委員が御指摘になった点、全て賛成です。したがって私が発言する必要はなかったのかもしれない。

まず、圓尾委員と川合委員の御指摘はもっともだと思うのですが、それは、もうこういうやり方はやめるべきだということで、規則を変えるべしという提案としては正しいと思うのですが、勝手に変えてしまったものを前提にして今回査定するわけにはいかないので、

このやり方はナンセンスだというのは確かに御指摘のとおり変えなければいけないと思うのですが、今回の査定ではこのルールに従ってやるしかないと思います。

次に、沖縄電力のこの株式分割の件ですが、これも華表委員が正しく御指摘になったと思います。それから、圓尾委員、川合委員の御意見は全くそのとおりで、株式分割すれば原価が増えるというのはそもそも変で、本来ニュートラルであるべき。今回の場合には株式分割をして配当額、普通なら分割に合わせて一株当たりの配当額を変えるのですが、そのまま据え置いているというかなり特殊な状況を考えれば、その株主分割を考慮して3分の1にするのは不適切だと思いますので、このまま分割した後の株式数で算定するのが正しいと思います。ただ、これは、仮に今のやり方を続けるとすると、本来は株式分割をしたとしてもそれで原価が増えることはないのが原則。今回の沖縄電力の場合にはかなり特殊なケースなので、この3倍になった株式数で認めるという整理にしなければならないと思います。また、一株当たりの配当金額ですが、もうこのルールを使っている以上決めるを得なくて、 $\beta$  値の算定期間と同じとするのが一番合理的だと思います。この点も華表委員の御意見と同じです。

以上です。

○山内座長     ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。この4人に論陣を張られてしまうと、なかなかこれは反論するのが難しいのかなと。最初の圓尾委員のおっしゃったことは、今松村さんがおっしゃったようにルール自体は本当は変えるべきだと、ということだと思いますね。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員     私も、いかに何でも違和感を感じるんですが、今ずっと皆さん御議論されたように、このルールがある以上どうしたらいいのかということで。ちょっと、そこで、大体このままなのかなとは思いますが、このルールをどこまで読み取れるかということの解釈をまず前提として教えていただければと思ったんですけども。多少この数とか何かを基に算定したみたいな話がどのぐらい柔軟に読めるのか。読めなければもうどうにもならないような気もしたもので、その辺をちょっと教えていただいた上での意見かなという気がしたもので。よろしくお願いします。

○山内座長     はい。これは事務局いかがですか。

○池田取引監視課長     ルールとしては、この料金算定規則に示しているとおり、スライドでは3ページ目ですけれども、ここは今梶川委員おっしゃったとおり「基に」としか書

いていなくて、要は、この算定規則上は6スライド目の計算方法みたいなものは指定されていないわけなので、解釈としてはその余地はあることはあるんですけども、他方で今の計算方法というのは、今までの料金審査の査定方針ですずっとこういうルールを採り続けていて、今これ、事業者の方にはこれが料金算定規則の三条2項十一号の解釈はこの計算方法なんですというように認知されて、12ページから15ページのとおり、みんなそろって同じ計算方法を採用しているんですね。やはり解釈の余地があるにしても、解釈を変えるためにはあらかじめ何かデュープロセス的なものが必要だと思われますので、そうすると梶川委員のおっしゃるとおり省令を変えなくてもちょっと対応できるかもしれないんですけども、それでもやっぱり何か今回の申請は今のルールでやって、またちゃんとそれはT o D o リストから落とすことなく、また次の申請に備えて見直しを行っていくと。だから、今ちょうど圓尾委員、川合委員がおっしゃったフェーズと、あと華表委員、松村委員がおっしゃったフェーズの3つに分かれるように、何か今は今の解釈でやった上で、ちょっとまた見直しを今後行っていくということかなというふうに考えております。

○山内座長　　いかがですか、梶川さん。

○梶川委員　　ありがとうございました。そういう意味では、今の料金査定のプロセスでは、今の御説明というのは、ほぼここまでしか解釈上難しいということですよ。

○山内座長　　そういうことですね。

○梶川委員　　そういう意味では、その後これを見直すための意見を今ちょっとヒアリング、皆さんから頂いているということで考えてよろしいんですよ。

○山内座長　　そういう解釈になるのではないかと私は思いますね。

○梶川委員　　その上で、圓尾委員、川合委員のおっしゃられたように、いかに何でもこの方式が本当に昭和という以前に、昭和も戦後すぐみたいな感じがします。という気はちょっといたしますし、やっぱりちよくちよく、この現実的な問題にしても、3倍になったから3倍というのは何かものすごく、これだけでも違和感がすごく強くあるので、そういう意味では、分かった上でぜひ早く検討していただければと思います。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。川合委員、どうぞ。

○川合委員　　すみません。この十一号の規定を読む限りなのですが、もちろんいろいろ過去とのプラクティスとの違いというのはあるかと思いますが、これを読む限り、「発行済株式の数及び一株当たりの配当金額」とだけ書いてあるので、この一株当たりの配当金

額というのは、各社ごとの過去の実績はあるはずなので、それをベースに計算すればいいということなんだと思います。横並びと並びをすると各社ごとの株式数の状況次第で、不自然な差は出てくるんでしょうけれども、過去実績各社別のということまで認めるとすればある程度のことは、その範囲では動けるような規程かなと思います。いずれにしてもこの記載はいかがなものかなと思いますし、過去のプラクティスと違うというのであればそこはそこで考えていただければと思います。あとは皆さんにお任せします。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。そのほかいらっしゃいますか。東北電力から御発言。どうぞ御発言ください。

○石山オブザーバー      東北電力の石山でございます。

すみません、1点だけ弊社のほうから申し上げたい点がございまして、資料7の10ページのところに一株当たりの配当金額のこれまでの推移が記載をされてございます。弊社でございまして、東日本大震災で被災をしまして、電源を含めて大規模な被害を被ったというふうなことがありまして、自己資本が大きく毀損をいたしました。その関係で、それ以降2年ほど無配であったという時期がございまして、 $\beta$ 値の考え方について今委員の皆様からいろいろ御発言がありましたが、もともと $\beta$ 値の検討に当たっても、この震災の影響等そういった特殊的な要因については除外するような話がなされていたというふうに理解をしております。そういったところもありますので、この辺の検討に当たりましてはそういった要因については御配慮いただければありがたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。そのほかいかがですかね。法人税等の計算の仕方。皆さんおっしゃっていることは大体同じ方向を向いているというふうに思いますけれども、今の計算の仕方自体の問題というのは、これは皆さん共通して認められているところだが、しかしこれをここで突然変更するというのもちょっと手続的にどうかと、こういうことだと思いますね。ですから、プロセスとしてはこれについて改めて議論してということになります。厄介なのは、次にまた申請してくるといろいろあって、それについてどうするかという問題はあるのかなと思いますけどね。それが1つありますね。

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員      2回目すみません。ちょっとこの査定方針がおかしいと申し上げたのは、別にルールをねじ曲げてまで新しいことを今やれというわけではなくて、さすがにこれは

次回また、いつまで経過措置料金があるか分かりませんが、もしまた次に何か同じ査定をしなければいけないとなったとき、これがさすがに続いていることはないようにしましょう、という提案と受け取っていただければと思います。

それから、このルールでやるとして、その配当金、私は50円でいいのではないかと申し上げましたけれども、 $\beta$  値を10年採ると申し上げたときは、株価の挙動として、会社が調子いいときも悪いときも、少なくとも1サイクル入っているほうが適切に判断できる、それが昔だったら5年かもしれないけれども今だったら10年ぐらい必要だということで申し上げたわけです。この法人税を計算する配当ということで言えば、今回値上げをやったとして、ある一定の利益が出せる状況で向こう3年間続けたとした場合に、電力会社の収益状況がすごく悪いときは想定しなくてもいいのだと思うのです。だから、一定の利益が、サステナブルに経営できる一定の利益が出た状況でどうなのかを考えるべきだろうと思って、だったら50円ではないかと申し上げました。まあ、そんな強い意見ではないですが、 $\beta$  値とそろえるよりはそちらのほうが、向こう3年間の算定期間を考えるのだったら適切ではないかと思いました。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。北本委員、どうぞ。

○北本委員      私も今まで議論されたところで同じ意見ではあるんですが、最後に山内座長がおっしゃられた、次はどうするんでしょうねというところのお話に少し関係するんですけども、今まだ2社出ているところですけども、先ほどの $\beta$  値の10年等々を採る期間と合わせることは賛成です。そうすると、今同じタイミングで出てきた事業者については一律同じ値を採るんですけども、今追加で出ているところについても同等に同じ率を設定するのがいいのではないかと思います。ちょっと先ほどの事業報酬のところでも議論がありました、期間によって少しパーセンテージが変わってきているところも、考え方が、申請者の当初の進展のロジックと、今の結果を受けて事業環境の変化がその会社だけ特でない、または同じにしたほうが合理性があるという説明であれば、統一したやり方を採ることができるのではないかと思います。

最後に、圓尾委員が今おっしゃったように、今回のこの規則はやはり少し、過去の状況と今の現在が違っていることを鑑みますと、次回は同じ方法ではなく現在の経営状態を考えた方法を反映するべきだとは思いますが。

以上です。

○山内座長     ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。大体方向性は見えてきたのですけれども、ちょっとあえて皆さんが反応しちゃうかなと思ったんですけど、このやり方というのは、多分皆さんおっしゃるように一株幾らと配当していた時代のやり方が踏襲されているということなんですけど、これはちょっと誤解を受けてしまうとあれなんですけど、レートベース方式の事業報酬の枠の計算自体というのは、基本、実態を見て実態から計算するのではなくて資本コストを計算しているわけだから、それって本当はバランスシートの右側を見て借入れと株式に対する配当で幾らになるよということなんですけど、あえてバランスシートの左側を見て資産に報酬率を掛けてとやっているの。これって、要するに、実態を見て実態から計算するのではなくて、資産という一つの代理変数を使いながら計算しているんですね。これって、そもそもレートベース方式というのをアメリカで入れたときに、そうすることによって事業上のインセンティブというか、工夫というか、そういうようなものを入れるということなので。そういう面からすると、今のやり方というのは本当に旧式であれなんだけれども、皆さん一緒にしてそれで計算するというのは、ある意味ではそういう代理変数的なものを使っているという見方ができないこともないんですね。なので、考え方としてはないこともないけれども、でも、皆さんおっしゃっていることが正しいとは思いますが。なので、どのタイミングでどういう形でこれを直すのかというのは、またちょっと事務局でこれは考えなければいけないと思いますし、それから実態的には今回どうするか、それから申請が上がっているときに——今北本さんが答えていただきましたけど、これからどうするのかということも考えなければいけないということだと思いますね。だから、その辺のことについて少しまた突っ込んで議論して、調べていただいて、それで最終的に決めるということなのかなというふうに思いますけれども、いかがですか。余計なことを言って。ちょっと忘れてください、今のはね。

よろしければ、これはまた事務局のほうで更に深掘りしていただくということにしたいと思います。よろしいですか。コメントありますか。

○池田取引監視課長     はい。承知しました。

○山内座長     それでは、次、議題6ですけれども、「需要想定・供給力について」ということで、これは事務局から御説明いただきます。それで、本議題につきましては、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力からも御説明いただきます。これは事務局の資料説明の後ですね。それで、全部が終わったところで質疑とさせていただきます。それでは、事務局・池田課長、資料8についてよろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料8、需要想定・供給力の2回目ということでございます。

この需要想定・供給力につきましては、第30回の専門会合等でいただいた御意見を踏まえまして、事務局において各事業者に追加の資料確認、ヒアリング等を実施いたしました。それが2ページで、追加の資料確認、ヒアリングを実施しましたところ、その御報告ということでございまして、前回頂いた主な御意見としましては、原価算定期間における需要量をどのように想定しているか。あと、2つ目のチェックの、全体の需要量、自由料金と規制部門を合わせた低圧の需要量、規制部門の需要量の推移を確認すべきと。あと、3つ目の、直近の需要実績については月次で確認すべき。あとは、4つ目、需要想定の数値の有効桁数の数値化、パーセントでの表示の詳細化を実施すべき。あと、5つ目、値上げ影響に関する各事業者の織り込み方を確認すべき。あとは、原子力発電所の再稼働に関し、火力減少分・他社販売分・市場供出分にどのような前提を置いているか等々、そういった御意見を頂戴したところでございます。本日は、この1番目の御意見の回答としまして電力需要の想定方法について御報告しまして、この2番目、3番目の御意見への回答としまして直近24か月分の需要実績の推移を御報告申し上げ、この4番目の御意見への回答としまして需要想定の数値の詳細化について御報告いたします。また、値上げ影響に関する各事業者の織り込み方については各社から、あと原子力発電所の再稼働に係る御指摘には沖縄を除く4社から御説明を頂きたいと考えてございます。

次のページをちょっとお願いします。3ページからは、まず30回会合の振り返りでございまして、4ページでございしますが、料金審査における需要想定・供給力の位置付けでございまして、料金算定の前提条件としてkWh当たりのコストを算出する際の分母になったり、あるいは費用を配賦する際の基礎となるものでございまして、料金審査におきましては需要想定は供給計画等を基に規制部門と自由部門の電力需要を算定し、供給力についても供給計画を基に需要想定に対応する形で策定されることになります。ただし、供給計画と料金算定で用いる需要想定・供給力は必ずしも一致するものではありませんで、また、そもそも供給計画には需要種別の区別が設けられているものではございませんので、したがって、5ページをお願いします。需要想定・供給計画では、需要種別の算定根拠ですとか供給計画と異なる部分、あるいは供給計画では織り込めなかった部分が論点となるということでございます。

そして、6ページからが電力需要の想定方法でございまして、7ページをちょっとお願いします。事務局で各事業者に電力需要の想定方法を聴取した結果でございしますが、料金

メニューの区分ごと、あるいは需要家の種類ごとに需要を見積もる方法など、幾つかのアプローチが存在したところがございますが、全体的な傾向としましては、特高・高压は経済指標等との統計的な相関ですとか個別の需要家への聞き取り等を基に電力量を算定しているケースが目立ちまして、他方、低压については契約口数と一口当たりの電力量をそれぞれ推計して、2つ推計したものを掛け合わせると、そういう方法が主に使われているという結果になりました。また、低压の契約口数の推計に当たりましては、長期的な実績傾向を重視して推計する方法と、逆に直近の動向を重視して推計する方法に分かれることとなりました。このように電力需要の推計方法というのは各社ばらばらではあるんですけれども、原価算定期間中の需要予測の仕上がりとしましては、後ほど紹介いたしますけれども、過去のトレンドから外れるような不自然な結果になるようなものというのは見られませんでした。

あと、8ページから11ページに掛けては、各事業者ごとに聴取結果を整理したものですとか、あとは広域機関による需要想定要領になりまして、この説明は割愛いたしまして、それで、12ページからが直近の需要実績の推移でございます。

13ページをお願いします。直近2年分の需要実績、そして低压規制部門の割合について、月別に需要電力量の月次実績と低压需要の契約口数実績を整理させていただいたものになります。

14ページの東北電力を例に説明しますと、上の表が低压規制・低压自由・低压以外の3区分で需要電力量をまとめたもので、このオレンジが低压以外、青が低压自由、赤が低压規制ということになります。また、この折れ線は低压電力需要全体に占める規制部門の割合ということになります。下のグラフは低压需要の契約口数実績を示したものでございまして、上のグラフと同じく青が低压自由、赤が低压規制となっておりまして、折れ線は低压口数全体に占める規制部門の割合でございまして、これはメモリを見ますと70%が起点となっている点に御注意いただきたいと思いますけれども、このグラフを見ると、販売電力量ベースでの低压規制部門の割合というのは、この上のグラフですけれども季節変動が大きくなってございますけれども、全体的にはちょっと減少傾向となっているかとうかがえるところでございます。他方、契約口数ベースで見ると、この契約口数ベースの規制部門の割合というのは減少傾向にあるんですけれども、ちょっと直近は減少度合いにブレーキが掛かっている状況でございます。表のコメント、これは事業者のヒアリングを踏まえたものですが、ここでは新電力の撤退ですとか事業メニューの燃調上限撤廃が原

因であるとしているところでございます。

15ページが北陸電力で、あと16ページが中国電力、17ページが四国電力。また、特に北陸電力と四国電力というのはさっきの東北電力と同じような傾向でございまして、規制部門の割合がずっと減ってきているんですけども、最近その現象が鈍化してきていると。

18ページは沖縄でございますけど、沖縄はまた新たに黄緑色で高圧規制もつけ加えておりますけれども、沖縄については逆に規制部門への戻り需要で規制部門のシェアが上がっている状況でございます。

最後に、19ページからが需要想定の数値の精緻化ということでございます。

また、21ページの東北電力のデータをちょっと例にして御説明させていただきますと、ページ上半分の表は、これは対前年度比の変動とその内訳を示すものでございまして、この内訳のパーセンテージを足し合わせたものが対前年度変動のパーセンテージとなります。下半分のグラフは需要電力量と低圧規制の割合でございまして、このグラフの凡例は先ほどの直近の需要実績グラフと同じでございまして、また、2021年度までは実績値で、2022年度からが予測値ということになります。これを見ますと、低圧需要全体及び低圧需要における規制部門の割合というのは減少傾向になってございます。ただ、2020年度と2021年度の低圧の需要がちょっと増えているのは、これは気温・気象影響ですとかコロナによる巣籠もり需要の発生によるものと分析されているところでございます。

あと、22ページは低圧延べ口数と低圧規制部門の割合でございまして、このグラフの凡例も直近の事業実績のものと同じでございますが、契約口数ベースでも需要の減少と規制部門の割合の低下が見られるところでございます。この下半分の折れ線グラフは、一口当たりの電力量の実績とこれからの原価算定期間中の推計を示したというものでございます。

あとは、23ページからが北陸電力で、25ページからが中国電力、27ページからが四国電力で、それぞれ同じような傾向でございまして、また、先ほどもちょっと申し上げかけましたが、2021年度までのトレンドと2022年度以降の原価算定期間中の予測との間で不連続な動きというのは特段見受けられないところでございます。

29ページの沖縄電力は高圧の規制がございまして、これは戻り需要から規制の割合が一時的に増えるという、そういう需要予測になってございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、各社から御説明を頂きたいというふうに思います。

まずは、東北電力の石山様ですね。どうぞよろしくお願いいたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山でございます。それでは、委員の皆様方から頂いた御意見、御指摘に対して、本日、弊社のほうから2点御回答させていただきたいと思っております。

資料8―1の1ページをまず御覧いただきたいと思っております。最初の1点目は、需要想定における値上げの影響の考え方でございます。この1ページの上段の枠内に記載をしておりますとおり、弊社では値上げをお願いする規制料金の全てのお客様にダイレクトメールを送付することとしておりまして、これによって今まで電気の購入先ですとか料金プランの変更、これを考えていなかったお客様も検討や変更のきっかけになるのではないかとというふうに考えています。具体的な値上げの影響でございますが、外部機関のアンケート調査結果を基に、ダイレクトメールを受け取った後の行動喚起率、それから一定程度の値上げによる購入先や料金プラン変更の検討率と変更率、こういったものを推計いたしまして、中段の表に記載のとおり算定をしております。結果として、離脱分としては一月当たり7,600件ほど、自社内での自由料金への変更分については一月当たり6,300件ほどの増加になるものと考えているところでございます。なお、その影響の期間でございますけれども、2020年度に弊社では深夜機器割引の廃止を行った際にダイレクトメールの送付というのを実施してございまして、その際の反響結果といったものを踏まえまして、半年、6か月ぐらいの影響期間というふうなことで想定をしております。その結果として、2023年度上期では一時的に大きく増加をしておるわけでございますけれども、2023年度平均としては離脱の件数は一月当たり1万2,700件、それから自社内での自由料金側への変更分が1万150件というふうになりまして、水準に関しましてはこれまでの実績と比較しても大きな違いがないものと考えてございます。

続きまして、2点目、2ページを御覧いただきたいと思っております。次は原子力の再稼働を織り込んだことによる原価への影響になります。弊社は今回の申請に当たりまして、供給計画は運転を未定としております女川2号機、この再稼働を織り込んでございます。これによって、供給計画ベースに比べまして原子力の発電量が39億kWh増加をいたしますので、その分はメリットオーダーによりJEPXからの調達量を減少させております。女川2号機の再稼働によりまして、起動前修繕費や安全対策工事に伴う減価償却費などの固定費が300億円程度、それから核燃料減損額や原子力バックエンド関連費用などの可変費も100億円程度増加をいたします。その一方で、JEPXからの調達量が減少し、電源費の

ほうは1,300億円余り削減できますので、全体としては1,000億円程度、総原価の低減効果を見込んでいるところでございます。

なお、規制料金の影響でございますけれども、次の3ページ、こちらのほうに記載をしておりますけれども、供給計画ベースで女川2号機の再稼働を織り込まなかった場合は、前回改定料金に基づく想定収入に対し37.48%の値上げになるものと試算をしています。今回申請をいたしました規制料金原価は32.94%の値上げというふうなことになることになってございますので、差引きをしますと、これにより電気料金の値上げ幅としては5%ほどの圧縮ができたものと考えてございます。

私からの御説明、御回答は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、引き続き北陸電力・平田様、お願いいたします。

○常光オブザーバー      北陸電力の常光でございます。よろしいでしょうか。

○山内座長      はい、どうぞ御説明ください。

○常光オブザーバー      それでは、指摘事項への御回答をさせていただきます。

まず、需要想定におきます値上げを踏まえた離脱需要の想定について御説明いたします。資料8―2の2ページを御覧ください。値上げによる離脱需要への影響につきましては、過去の実績や至近の競争状況を踏まえまして、低圧と高圧以上、それぞれについて以下のとおり想定しております。

まず、低圧につきましては、競合他社の価格戦略等を踏まえ、料金値上げの前後において競争環境に変化は生じないものと見込んでおります。このため、値上げに伴う追加的な離脱は発生しないものと想定しております。

次に、高圧以上につきましては、至近の競合他社の動向等を勘案いたしますと、2018年度の自由化部門の値上げ時に発生した離脱量の半分程度の離脱が今回の値上げにより追加的に発生するものと想定しております。一方で、標準メニューの受付再開に伴う戻り需要につきましては、公表されております最終保障供給契約の契約件数の減少傾向や至近の競合他社の動向などの競争状況を踏まえまして想定しております。結果的に「値上げに伴う離脱需要」と「標準メニュー受付再開に伴う戻り需要」につきましては同程度になるものと見込んでおり、値上げ後の離脱需要は過去実績と同水準になるものと想定しております。

3ページ以降につきましては平田より説明させていただきます。

○平田オブザーバー      説明者が代わりまして平田より、志賀原子力発電所2号機の再稼

働による原価低減効果について御説明します。

3 ページ目を御覧ください。リード文の 2 ポツ目になりますが、志賀 2 号機の再稼働時期については、審査が最大限効率的に進むことを前提に 2026 年 1 月としており、原価算定期間中の運転期間は 3 か月としております。原価算定期間中に再稼働しない場合と比較しました原価低減効果の詳細を下の表に記載しておりますが、需給関連可変費のマイナス 220 億円/年に原子力関係可変費のプラス 20 億円/年を加えて、可変費全体で 200 億円/年のマイナスとなります。一方、安全対策工事に係る減価償却費や再稼働前に必要な修繕費、その他経費などの固定費増加はプラス 68 億円/年となり、トータルの稼働影響は総原価でマイナス 131 億円/年、規制料金の値上げ幅でマイナス 50 銭/kWh、約 2 % 程度の原価低減効果となっております。

なお、前回の専門会合で私から原価低減額を「128 億円」と説明いたしましたが、原子力関係費用の算定に誤りがあったため、低減額を「131 億円」に訂正させていただきます。これは低減効果算定の誤りであり、申請原価への影響がないことを申し添えさせていただきます。

次に、4 ページを御覧ください。今御説明した原価低減額のうち、再稼働の有無による需給関連費用の違いについて御説明いたします。下の図でありますが、左側が原子力停止時の需給バランス、それから右側の図が原子力稼働時の需給バランスのイメージ図を示してございます。需給関連費用の低減効果の算定に当たりましては、この双方のコマごとの限界費用及び卸電力取引所市場価格を比較いたしまして、火力の焚き減らし、追加の市場売り、市場購入の減少を積み上げて算定しております。その結果、同期間の原子力発電量 28 億 kWh により、原価低減額として①火力燃料費でマイナス 178 億円、②卸電力取引所への販売収入増でマイナス 393 億円、③卸電力取引所からの購入費用減でマイナス 88 億円となり、これを合計しますとマイナス 659 億円、原価算定期間 3 年間で割りますと、冒頭にお話ししたマイナス 220 億円/年となります。

説明は以上です。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、中国電力・小寺様、お願いいたします。

○小寺オブザーバー      中国電力の小寺でございます。それでは、資料 8—3 を用いまして、頂いた御質問に対する回答をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。まず、需要想定における料金値上げの影響の織り込みに

ついて御説明をいたします。当社は、他社への離脱量の想定におきまして料金値上げによる影響は考慮しておりません。その理由につきましてですが、当社の値上げを受けて競合他社において需要獲得を進めることが考えられる一方で、燃料価格や市場価格の高止まりにより事業撤退や新規受付停止をすることも考えられます。このため、料金値上げによる他社への離脱拡大は確定的には見込めず、離脱の増勢は至近の傾向から変化しないものと想定いたしました。

次のページをお願いします。次に、原子力の稼働織り込みによる原価への影響について御説明をいたします。島根原子力発電所2号機につきまして、あくまで原価算定上の前提として、残りの審査項目や必要な工程、安全対策の実施状況等を総合的に勘案いたしまして、再稼働時期を2024年1月末としております。この影響により、修繕費や減価償却費などの固定費は増加するものの、火力との差し替えによる燃料メリットがこれを上回り、合計で470億円、率にいたしますと3%、単価では1円/kWh程度の原価抑制効果があると試算しております。

次のページをお願いします。原子力稼働織り込みによる供給力等への影響について説明をいたします。料金原価においては、島根原子力発電所2号機の稼働織り込みを踏まえ、メリットオーダーに基づき自社・他社火力と差し替えた上で、生じた日々の余力につきましては原価算定上のスポット市場価格とユニットごとの限界費用単価によるマッチングシミュレーションを実施し、その活用効果を織り込んでおります。

説明は以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。

それでは、引き続き四国電力の宮本様より御説明をお願いいたします。

○宮本オブザーバー      四国電力の宮本でございます。それでは、四国電力から御説明させていただきます。

資料8—4でございますが、弊社は原子力再稼働済みですので、需要想定における値上げ影響の織り込みについてのみ御説明させていただきます。なお、この内容につきまして第30回会合で委員から御質問のあった際に回答したものと同一ではございますが、もう一度説明させていただきます。

料金改定の前提となる需要想定におきましては、弊社も値上げによる離脱拡大影響は見込んでございません。その考え方としましては、今回の申請において、弊社は、燃調上限の超過分相当の値上げ幅、実際には燃調上限なかりせばの料金水準に対して若干マイナス

という申請をしておりますので、四国で家庭用に参入している多くの新規事業者様も足元で燃調上限を既に廃止していることから考えますと、料金改定以降の競争環境は以前と同様の環境になると考えており、当社が値上げにより他社に劣後するということは想定してございません。

簡単ですが、御説明は以上であります。

○山内座長      ありがとうございました。

次は、沖縄電力・上間様、お願いいたします。

○上間オブザーバー      沖縄電力の上間でございます。当社の考え方でございますけれども、資料8-5に記載のとおり、一般的に電気は必要財でございますので価格に対する需要の変動は大きくないとされておりますが、今般の大幅な値上げにより、お客様の節電行動などの影響で需要は減少する可能性もあります。しかしながら、弊社の電気料金の値上げ改定は1980年以来であり、現在の社会・生活環境の中でどの程度節電行動による影響があるのかを想定することは困難であることから、織り込んでおりません。また、2022年度においては、燃料費調整の上限を撤廃した新電力の料金に比べ、上限が設定されている弊社の規制料金が一時的に低い状況となっておりますが、料金改定後は燃料単価の上昇が反映された料金水準となり、2022年の供給計画策定当初の競争環境と同等の状況に戻ると見ておりますので、それに伴う新電力との競争環境の変更はないものと考えております。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、これで事務局及び各社からの御説明は終わりましたので、皆さんに御質問、御意見で御発言願いたいと思います。手挙げを使ってお知らせいただきまして、私のほうから指名させていただきます。いかがですか。

北本委員、どうぞ。

○北本委員      御説明ありがとうございます。すみません、論点として少し小さめの論点なんですけど、事業者の方にちょっと御質問がありまして。資料として、一口当たりの電力量の見込みはされていらっしゃるんですが、低圧自由のほうはそれほど、2022～2025年に掛けてあまり下がる想定はされていないんですけれども、規定のほうの一口当たりの電力量が、特に北陸・中国、四国もなんですけれども、下がる見込みをされていきますと。先ほど消費者庁からの質問もあって、節電の見込み等はどのように見ているかというところにも少し絡むのかなと思いますので、ここら辺はどういった見込みをされたか教えてください。

○山内座長      ありがとうございます。いかがですか。今、次の御発言者もいないので、北陸、中国、分かるところで、考えるところでお答えいただければと思いますけれども。北陸電力、どうぞ。

○常光オブザーバー      北陸電力の常光でございます。

一口当たりの電力量の減少ですけれども、まず、節電の影響等も含まれております。弊社では、節電影響は省エネ推進に含まれております。また、基本的に一口当たりの使用量の多いお客様が、例えば規制の契約から弊社の自由メニューに移行される、あるいは新電力に離脱される傾向がありまして、そういった傾向があるものですから、実績としても下がってきております。想定においてもその傾向は継続するものと見込んでおります。

説明は以上です。

○山内座長      ありがとうございます。四国電力、どうぞ。

○大林オブザーバー      四国電力の補助説明者の大林と申します。

弊社も社内変更が大きな理由になっておりまして、低圧自由のメニューの作りが、御使用量が多いほうがメリットがあるというメニューになっている関係で、社内変更をするお客様というのが高原単位のお客様になっておりますので、結果的にその残余である規制のお客様の原単位が毎年毎年低減しておるということでございます。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。中国電力、どうぞ。

○小寺オブザーバー      中国電力の小寺でございます。質問に対しましては説明補助者で登録させていただいています販売事業本部長の棚田のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

○山内座長      はい。

○棚田オブザーバー      棚田でございます。よろしくお願いします。

規制メニューにつきましては、使用量の多いお客様、すなわち原単位の高いお客様が、離脱あるいは自由メニューに移行するということに加えまして、節電や省エネが進展することによりまして原単位の減少傾向が継続するというふうに考えております。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。ということですが、北本さん、いかがでしょうか。

○北本委員      両方見ていらっしゃるということで、分かりました。ありがとうございます。

○山内座長　　ありがとうございました。ほかに御質問、御意見はございますか。いかがでしょうかね。消費者代表の方もいらっしゃいますけど、いかがでしょうかね。

○河野委員　　恐れ入ります、山内先生、何か手を挙げる機能がちょっと使えなかったの  
で。

○山内座長　　そうですか。どうぞ、河野委員。

○河野委員　　申し訳ございません、河野でございます。

私も今北本委員が御質問されたところはとても関心があるところでして、今、次々に電力会社各社様からの値上げ申請があり、直近でも東京電力、それから北海道電力からの値上げ申請もあったという報道があり、この間、この3か月ぐらいで、私たち一般家庭で電気料金の明細表を見ると、いやあ、こんなに節電を頑張っているのにどうしちゃったんだろうと。何とかしないと、本当にこれ以上は厳しいよねと。さらに今の金額からもっと値上げになるというところがありまして、一般の規制料金で今電力供給を受けている消費者が、更に一段と節電ということに関して本気になるのではないかと思っています。ただ、生活の必要財ですので、本気になったからといって全く使わないということではないんですけれども、今の各社様からの御説明ですと、相対的には移行があるので節電効果というのが最終的な需要想定に大きくは影響しないという御見解でよろしいのかどうか、再確認させていただければというふうに思っております。

○山内座長　　ありがとうございます。いかがですか、この辺。事業者の方もちょっと答えづらいところかも知れないけど、どなたか。あるいは各社に伺いましょうかね。

○河野委員　　申し訳ありません。

○山内座長　　北陸電力、御発言ください。

○常光オブザーバー　　北陸電力の常光です。よろしいでしょうか。

今ほどの御質問ですけれども、弊社の需要想定におきましては、省エネの進展ですとか、節電意識の影響といったものは織り込んだ上で想定しております。省エネの進展ですけれども、例えば省エネ機器の普及拡大がありますし、これまでお客様に電気の効率的な使い方といったPRなどを十分進めてきており、省エネ意識の定着、これが節電になるかと思っておりますが、そういったものを踏まえた上で先行きも想定しております。

御説明は以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。四国電力、どうぞ。

○大林オブザーバー　　四国電力の大林でございます。

弊社のほうも、節電効果についてはLEDへの取替えとか省エネ機器の普及ということ  
で経年的に、今回の資料27ページでもお示ししておりますけれども、毎年減少する傾向に  
なっていることを織り込んでおります。今お話を頂いたのは価格弾力性みたいなこと  
で節電が更に進むのではないかということですが、ちょっとそれについては今現在  
確たるデータを持ち合わせていないということで、今回、値上げ若しくは燃料調整でも上  
がっておりますけれども、それによって御使用量が減るということは間違いないと思いま  
すけれども、どの程度減るかということについて、定量的には今回の需要では織り込んで  
いないということでございます。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。中国電力、どうぞ。

○棚田オブザーバー      中国電力の棚田でございます。お答えいたします。

当社では2023年度以降も節電が継続すると考えておりまして、原価算定期間におきまし  
ては電灯で3年間平均で1億2,000万kWh、業務用では4,000万kWh程度を織り込んでおりま  
す。

説明は以上です。

○山内座長      ありがとうございます。今のは何%ぐらいですか。

○池田取引監視課長      25ページに表が、各社の表を出していただいております、需要  
想定の数値の詳細化というところで、例えば今の中国電力さんで見ますと25ページに、や  
っぱり前年度変動（%）としまして、ここで節電効果等ということ。

○山内座長      なるほど。

○池田取引監視課長      それで見ると、ちょっと会社によって、さっき四国電力さんから  
は節電効果ということでは具体的な数字は出していないというふうにおっしゃってしまし  
たし、あと北陸電力さんも、23ページ目ですけれども、数字は入れていないので、数字が  
入ってなくてもちょっと別のところで織り込んだりとかしているということなのかもしれ  
ませんが、中国電力に関してはこの25ページでパーセントを織り込んでいるとい  
うことでよろしいでしょうかね、中国電力さん。

○山内座長      よろしいですか、そういう理解で。

○棚田オブザーバー      中国電力でございます。電灯で1%程度、業務用で0.5%程度の  
量を織り込んでおります。

○山内座長      なるほど。ありがとうございます。四国電力、いかがですか。どうぞ御発

言ください。

○大林オブザーバー　　すみません、資料の27ページ、四国電力をお願いします。ちょっと節電効果等のところはバーになっておりますけれども、その他の※1の注を見ていただきたいと思います。省エネ機器の普及や節電効果はこのその他の欄に入っております、実質的にはこれがもう節電効果の大半を占めているということですので、我々は織り込んでいないということではないです。きちんと織り込んでおるということをお願いいたします。

以上です。

○池田取引監視課長　　すみません、大変失礼しました。申し訳ございません。

○山内座長　　では、北陸電力、御発言ください。

○常光オブザーバー　　北陸電力の常光でございます。

資料の23ページを御覧いただければと思います。弊社も、この表記上はその他の欄に記載させていただいておりますが、省エネの促進ですとか、先ほども御説明しました節電意識の高まりや行動という部分も含まれております。それらを合わせて想定しており、この欄に記載させていただいております。

御説明は以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

○池田取引監視課長　　大変申し訳ございませんでした。

○山内座長　　河野委員、いかがですか。今の御回答でよろしいですかね。

○河野委員　　ありがとうございました。国からも電力使用の逼迫に対して節電要請というのが出ていますし、今御説明いただきました各電力会社様におかれましても、やはり節電というところには事業の中でしっかりと取り組んでいらっしゃるということも理解できましたので、なかなかその数値として明確に捉えることはできないながらも、そういった今後に向けての情勢をちゃんと織り込んでいらっしゃるということは分かりましたので、ありがとうございました。

○山内座長　　ありがとうございます。そのほかいかがですか。松村委員、どうぞ。

○松村委員　　松村です。

もう議論が収束しているのに余計なことを言って申し訳ないんですが、私は正直、今回のテーマと外れてしまうのかもしれないのですが、例えば北陸電力の低圧全体の需要の見込みは過少なのではないかと少し疑ってはいます。しかし、先ほどのラウンドで言うべき

だったのかもしれませんが、消費者庁のほうからは節電がちゃんと織り込まれているのかどうかということが言われ、今河野委員からも節電のことが繰り返し言われたということは、むしろ関心は、もし消費者庁あるいは河野さんが消費者の意見を正しく反映しているのだとすれば、消費者はむしろ過大に織り込んでいるのではないかと懸念しているということだと思います。その文脈で言えば、これは少な過ぎるのではないかとするのは消費者の関心とは外れていると考えれば、もうこれ以上言うのはとても難しいと思います。念のために、しかし、もう難しいので発言はしませんが、念のために確認すると、固定費がある限り、需要の想定を過少に見積もると一般的に料金は上がり、過大に見積もれば料金というのが下がる。ただ、小売の場合には託送と違って固定費の割合がはるかに低いということもあるし、需要を低く見積もれば余った供給力は外に売れるということがあるし、費用配賦の問題もあるので、その効果はかなり小さいあるいは逆のこともあり得ることは事実だと思いますが、普通なら料金審査では、過少にしていなかったかということに気にする。消費者がもし本当に料金を気にするのであれば、そちらを気にするのではないかと。この料金の原価上の需要がどれだけになるということと、省エネ・節電のための努力を促すとかということは直接にはリンクしていないはずなので、なぜ消費者庁から、あるいは今の意見でも、そこにすごいこだわりがあるのかというのは、私自身はよく理解はしていません。しかし、もうこれ以上言ってもしょうがないと思いますので、合理的だと判断するほかないと思います。価格の上げに伴って節電が更に進むことが考えられていないというのが仮にあったとしても、それは一般的な節電についてはちゃんと織り込まれている。そちらの効果は、価格弾力性がどれぐらいあるのかということが分からないというだけでなく、実際の仕上りの料金、今後3年間の仕上りの料金は燃料価格に非常に強く依存しているということになります。ここで認可するのはあくまで基準価格で、実際の価格は燃調で変わることを前提としたもの。いわば発射台を認可するだけなので、この後燃料価格がどう推移するのかを別途予想するのは更に難しいと思います。したがって、過少にして著しく原価を上げていると疑われないようにするためにも、価格が上がれば大幅に節電が進むという想定は必ずしもしなくて、このような推定をしたこと自体は間違っていないと思いますし、その価格上げによって節電が更に進むこと自体は間違った推定だとは思いますが、料金の原価上の需要想定としては今各社が説明したことが正しかったと思います。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。そうですね。分母が小さくなると、割り算をする  
と大きく減ってしまうというところは確かにあって、どこまでどれを織り込むかというこ  
とは。

ほかにいかがでしょう。北本委員、どうぞ。

○北本委員　ちょっと私の資料の見方が不十分だったら申し訳ないんですけど、先ほど  
の需要電力量自体の見込みは各社22年と25年を比べると減っていないということになって  
いまして、そうすると、低圧のところの需要量が減ったという算定をされているのかとい  
うふうに思っておりました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。ほかにいかがですか。梶川委員、どうぞ。

○梶川委員　今の低圧の需要量の確認なんですけれども、これ、間近なところでは、新  
電力もそうですし、自由料金は少し燃調の問題があって、自由料金に移り変わりが減って  
きているというか、横ばいになっていると。規制からの離脱がですね。そういうことを御  
説明いただいていて、ただ、全体にこの先2年3年というベースでは規制の割合は随分落  
ちてくるということで、これは、要は値上げをすれば再び規制からの離脱が起こるという  
ふうに解釈してよろしいんでしょうかということと、もちろん分母——需要量が下がると  
料金は上がる方向なんですけど、これは単純な計算のお話なんですけれども、低圧の規制と  
自由の中で、コストの分配のコストドライバーで、この比率と、配賦される固定費の減少  
の率と、分母の減少と、どんな関係にあるのか。ちょっと御確認できればなという2つの  
質問です。

○山内座長　なるほど。多分後半のやつは少し計算してみないと分からない。

○梶川委員　まあ、どちらにせよ非常に細かいところだと思うので、下がったほうがい  
いのか上がったほうがいいのかの話のときの一応の確認という程度の話なんですけれども。

○山内座長　そうですね。でもこれ、ちょっと手間だけど事務局のほうで少しシミュレ  
ーションする手はあるのかなというふうには思いますね。

○梶川委員　はい。すみません。

○山内座長　多分その辺の関係はあれですね。

前半のやつはどうですかね。どなたかお気づきの点があれば頂きたいと思いますが。北  
陸電力、どうぞ。

○常光オブザーバー　北陸電力の常光でございます。今ほどの御質問ですけども、値上

げをすれば再び離脱が進むのでしょうかという御質問だったかと存じます。今回の料金改定に伴いまして燃調の諸元を見直すことになります。燃調上限が見直されますと、値上げ前、燃調上限に到達する前の競争環境に再び戻ると見ております。そうしますと、新電力との競合も復活といいますか、再び活発化すると見ておりまして、従前あったような離脱が発生すると考えております。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。四国電力、どうぞ。

○宮本オブザーバー      四国電力の宮本でございます。

基本的には先ほど御説明した内容と同じではございますが、事務局に整理していただいた月ごとのグラフで規制部分が鈍化しているところにつきましては、新電力の営業活動が、市場価格の高騰等により緩やかになっていると認識しており、当社が料金改定をして実質的に燃料費調整額の上限が外れると、以前と同じような競争状況に戻るため、17ページの弊社のグラフで言うと左側のような傾きになっていくということで、供給計画に基づく離脱の進展がそのまま織り込まれていると考えております。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。中国電力、どうぞ。

○棚田オブザーバー      棚田でございます。

当社においても考え方は一緒でございまして、改定により燃調諸元が引上げをされて元の競争環境に戻るということで、離脱が進むんだらうなというふうに考えております。

○山内座長      ありがとうございます。では、東北電力、どうぞ。

○石山オブザーバー      東北の石山でございます。

梶川委員からの御質問の部分でございますけれども、まず実態的な話で申し上げますと、今、低圧の自由料金のほうは燃調の上限を外しておりますので、規制のほうへの自由料金からの戻り、これは実態的には発生しております。ということで、そういう傾向は今あるというのが足元の状況としては事実でございます。

それから、競争環境については、低圧の離脱については、やはり新電力さん側への離脱の傾向、増加の傾向というのは、やっぱりトレンド的には同じような傾向で推移しているのかなというふうにも捉えておりますし、弊社の今回の値上げ率を考えても、やっぱり今後値上げを行った以降、先ほど自由から規制のほうに戻ったお客様が再び自由に戻るような部分も踏まえて、離脱のほうも併せて競争環境的には発生していくだろうというふうに

想定をしております、そういったところも踏まえた中で、先ほど、全体的には値上げ直後にそういった影響がちょっと出るかなというところも我々としては想定した中で説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。沖縄電力、どうぞ。

○上間オブザーバー      沖縄電力の上間でございます。

事務局資料の18スライドをちょっと見ていただきたいんですけども、弊社におきましても直近で新電力さんからの戻り需要というのが発生しております。これは新電力さんのメニューが燃調上限を外されたことですか、弊社も自由料金メニューのほうで燃調上限を外したので規制料金側に戻ってきているというのが直近1～2か月のトレンドではございますけれども、4月に値上げをした場合には、この左側のトレンドと同じような状況に戻るというふうに弊社でも見ております。

以上です。

○山内座長      ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

それでは、ほかに論点あるいは御質問はありますか。なかなかあれですね、価格弾力性がないわけではないということですね。代替弾力性的なものがね。今の沖縄さんなんかははっきり出ているんだけど。ただ、そのところはちょっと読みづらいというところはあるのかもしれないですね。それは要するに、それによって料金かどうなるということまで織り込んで循環で考えてもなかなか難しいけれども、その辺の関係についてはシミュレーションができるかなと思います。

ほかにいかがですかね。それでは、よろしいですか。それでは、事務局から全体を通じてコメントをお願いいたします。

○池田取引監視課長      どうもありがとうございました。まず、シミュレーションの件につきましては、事務局のほうでまたちょっといろいろ試算といいますか、ちょっと検討していきたいと思っております。

○山内座長      よろしいですか。ありがとうございました。ほかの委員の方で追加的な御発言は何かありますか。よろしいですか。大変長い時間議論いただきましてありがとうございました。

本日の予定した議事は全て終了ということになりますが、項目で今日も1つ落としたものがありましたので、改めて次回以降御議論させていただくということになります。

それでは、以上で議事終了ということで、後の進行は事務局でお願いいたします。

○池田取引監視課長　　本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第33回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——